承認第４号　専決処分の承認を求めることについて
（平成３０年度宇陀市一般会計補正予算（第４号）について）

〇提案説明

今回の補正予算は、議員発議により、過日の平成３０年第３回定例会において宇陀市保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業についての市民の賛否を問う住民投票条例が制定されたことに伴い、その住民投票の執行にかかる必要経費を歳入歳出それぞれ１３，８８９千円、平成３０年１１月６日に地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した。補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ１８，３６１，１９３千円となる。

なお、補正予算の主な内容は、次のとおりである。

１．歳出（〇は内訳）

総務費	１３，８８９千円
〇投票所運営経費	４，２７８千円
〇開票所運営経費	１，２９３千円
〇期日前・不在者投票経費	２，１２８千円
〇選挙啓発、投票所入場券発行、その他事務経費	６，１９０千円

２．歳入

繰越金	１３，８８９千円